

毎週火、金曜日発行（但休日に当たるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 保安林の解除予定
教育職員の免許状の授与
共同で行なおうとする土地改良事業に係る土地改良事業計画書等の縦覧
- ◇教委告示 県道の路線の認定
昭和四十年年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項
昭和四十年年度鳥取県立高等学校通信制課程生徒募集要項
- ◇公安規則 派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則
- ◇公安告示 風俗営業等取締法による聴聞会の開催
- ◇公告 道路交通法による聴聞会の開催
昭和四十年年度鳥取県育英奨学生募集要領

告示

鳥取県告示第百十六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市浜坂字東浜一三九〇—一三九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
飛砂の防備

三 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百十七号

教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類 番号 氏名 本籍地
高等学校教諭一 昭三九高一普 吉村和起子 鳥取県
級普通免許状 第二号

鳥取県告示第百十八号

昭和三十九年九月五日付けで倉吉市下古川二五番地

向井喜雄ほか五十一人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めためたので、同法同条第五項

の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和四十年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十年三月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十九号

昭和四十年二月十八日付けで気高郡青谷町大字亀尻五四番地 伊藤公幸ほか五十八人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めためたので、同法同条第五項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和四十年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十年三月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定したので、同法第九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| | |
|--------|----------------------------------|
| 整理番号 | 188 |
| 路線名 | 三朝高原線 |
| 終起 | 三朝高原 |
| 点 | (主)鳥取県野倉吉線交点 (東伯郡三朝町 大字大瀬字栗谷) |
| 重要な経過地 | (東伯郡三朝町 大字三朝字山根) |

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第七号

昭和四十年年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜を次の要項によつて実施する。

昭和四十年三月九日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

昭和四十年度鳥取県立高等学校専攻科入学
者選抜実施要項

一 募集学校及び募集生徒数

| 高等学校名 | 学科名 | 所在地 | 募集生徒数 |
|---------|-----|---------------|-------|
| 鳥取東高等学校 | 専攻科 | 鳥取市立川町五丁目一〇番地 | 約五〇人 |
| 倉吉東高等学校 | 専攻科 | 倉吉市堺町二丁目二〇一番地 | 約五〇人 |
| 米子東高等学校 | 専攻科 | 米子市勝田町三〇七番地 | 約五〇人 |

二 出願資格

- 1 高等学校（これに準ずる学校を含む。）を卒業した者
- 2 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第一号）第六十九条各号の一に該当する者
- 3 出願手続
- 1 入学志願者は、出願期間内に次の書類を志望高等学校に提出しなければならない。

（一）入学志願書（用紙は、県教育委員会所定のもの）
に入学選抜手数料として三百五十円分の鳥取県収入証紙（消印をしてはならない。）をはりつけたもの

（二）出身高等学校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様とする。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

2 各募集高等学校長は、出願書類を受理したときは、受検証を交付しなければならない。

四 出願期間及び受付場所

1 出願期間 昭和四十年四月五日（月）から四月九日（金）まで

郵送の出願書類は、出願期間内の消印のあるものに限り有効とする。

2 受付時間 午前九時から午後五時まで

3 受付場所 各募集高等学校

五 入学選抜学力検査

1 検査日時 昭和四十年四月十一日（日）午前九時

から午後五時まで

2 検査会場 各志望高等学校

3 検査科目 国語、数学及び英語の三教科とする。

六 入学者の選抜方法

入学志願者の提出した出願書類と入学選抜学力検査の成績を総合して行なう。

七 合格者の発表

昭和四十年四月十三日（火）午後一時とし、各募集高等学校に掲示するほか、合格者に通知する。

八 注意事項

- 1 提出された書類及び入学選抜手数料は、返さない。
- 2 募集及び出願に関する質疑事項は、志望高等学校に問い合わせること。
- 3 郵送の場合において、返信を必要とするものは、十円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。
- 4 入学志願書の用紙は、各募集高等学校で受けとること。

九 参考事項

1 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目標とし、履習科目は、次のとおりとする。

国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）

2 専攻科の修業年限は、一年とし、学期は、前期（四月～八月）及び後期（九月～三月）の二期とする。

3 専攻科生徒の学習評価、単位認定、修了等の措置については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

鳥取県教育委員会告示第八号

昭和四十年度鳥取県立高等学校通信制課程生徒募集を次の要項によつて実施する。

昭和四十年三月九日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

昭和四十年年度鳥取県立高等学校通信制課程
生徒募集要項

一 募集学校及び募集生徒数

| 高等学校名 | 所在地 | 募集生徒数 |
|---------|--------------|-------|
| 鳥取西高等学校 | 鳥取市東町二丁目一二番地 | 約一〇〇人 |
| 米子東高等学校 | 米子市勝田町三〇七番地 | 約一〇〇人 |

二 出願資格

- 1 中学校(これに準ずる学校を含む。)を卒業した者(昭和四十年三月卒業見込みの者を含む。)
- 2 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第六十三条各号の一に該当する者
- 3 高等学校の定時制課程に在籍している者

三 出願手続

入学志願者で、倉吉東高等学校及び倉吉西高等学校の通学区域以東の居住者は鳥取西高等学校に、由良育英高等学校の通学区域以西の居住者は米子東高等学校に、次の書類に入学料五十円を添えて提出しなければならない。

1 入学志願書(用紙は、募集高等学校に準備している。)

2 最終学校の卒業若しくは修了証明書及び成績証明書又は学力を証するに足る書類

3 高等学校を中途退学した者は、1及び2の書類のほか、その高等学校長の発行する修得単位証明書
4 高等学校定時制課程に在籍している者は、1及び2の書類のほか、その高等学校長の発行する修得単位証明書及び通信教育受講許可書

四 出願期間及び受付場所

1 出願期間 昭和四十年三月五日(金)から三月三十一日(水)まで
郵送の出願書類は、出願期間内の消印のあるものに限り有効とする。

2 受付時間 午前九時から午後五時まで(土曜日は午前十二時まで)

3 受付場所 各募集高等学校とする。

五 入学者の選抜方法

- 1 入学志願者が募集定員をこえた場合は、各募集高等学校において、出願書類を審査して入学許可者を決定する。
- 2 入学許可者に対しては、直接各募集高等学校から通知する。

六 注意事項

- 1 提出された書類及び入学料は、返さない。
- 2 募集及び出願に関する質疑事項は、志望高等学校に問い合わせること。
- 3 郵送の場合において、返信を必要とするものは、十円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

七 参考事項

通信制課程で履習できる科目は、次のとおりである。

- (1)現代国語 (2)国語甲 (3)国語乙 (4)古典乙Ⅰ (5)古典乙Ⅱ (6)漢文 (7)倫理・社会 (8)政治・経済 (9)日本史 (10)世界史 (11)世界史B (12)人文地理 (13)地理B (14)社会 (15)数学Ⅰ (16)数学Ⅱ (17)数学ⅠA (18)数学Ⅱ

- (19)生物 (20)化学 (21)化学A (22)物理 (23)物理A (24)地学 (25)体育 (26)保健 (27)音楽 (28)音楽Ⅰ (29)音楽Ⅱ (30)美術 (31)美術Ⅰ (32)美術Ⅱ (33)書道 (34)書道Ⅰ (35)書道Ⅱ (36)英語 (37)英語A (38)家庭一般 (39)被服 (40)食物 (41)保育・家族 (42)家庭経営 (43)児童心理 (44)農業一般 (45)農業経営 (46)商業一般 (47)商業簿記 (48)計算実務 (49)統計調査

公安委員会規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年三月九日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

鳥取県公安委員会規則第二号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県鳥取警察署の項中

鳥取市滝山警察官駐在所 鳥取市滝山 〃 百谷、滝山、小西谷、岩倉の一部（旧連隊前を除く。）、卯垣の一部

鳥取市緑町警察官駐在所 〃 卯垣 〃 百谷、滝山、小西谷、岩倉の一部（旧連隊前を除く。）、卯垣の一部

改め、同表の鳥取県米子警察署の項中

〃 八幡 〃 八幡 〃 福市、八幡、諏訪、上安曇、下安曇、大袋、別所、榎原、兼久、青木

〃 福市 〃 福市 〃 福市、八幡、諏訪、上安曇、下安曇、大袋、別所、榎原、兼久、青木

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）

第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞会を開催するので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十年三月九日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

一 関係者の本籍、住居及び氏名

本籍 鳥取県八頭郡若桜町大字若桜三六番地
住居 鳥取県八頭郡若桜町大字若桜三六番地

津崎正子

二 聴聞の期日

昭和四十年三月十九日 午前九時三十分から

三 聴聞の場所

鳥取市吉方 鳥取警察署

鳥取県公安委員会告示第七号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）

第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞会を開催するので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十年三月九日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

一 関係者の本籍、住居及び氏名

(一) 本籍 境港市栄町一六三番地
住居 境港市栄町一六三番地

中野正子

(二) 本籍 米子市角盤町一丁目一〇四番地
住居 境港市栄町一三四番地

荒木尊子

二 聴聞の期日

昭和四十年三月二十四日 午前十一時三十分から

三 聴聞の場所

境港市上道町 境港警察署

二 1 聴聞の期日及び場所

昭和四十年三月十九日 午前九時五十分から
鳥取市吉方 鳥取警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

- (1) 岩美郡岩美町大字岩本四一の一
自動車等運転者 竹内 寿雄
- (2) 八頭郡智頭町大字篠坂一八六
自動車等運転者 谷奥 潔
- (3) 八頭郡智頭町大字八河谷二三四の二
自動車等運転者 白岩 義一郎
- (4) 八頭郡郡家町大字延明寺二六
自動車等運転者 岡山 信明
- (5) 八頭郡郡家町米岡五五二
自動車等運転者 山根 菊蔵
- (6) 八頭郡河原町曳田一六六の四
自動車等運転者 川島 清勝
- (7) 八頭郡河原町大字佐貫二七八
自動車等運転者 田中 道憲

(8) 八頭郡郡家町大字山上一九八

自動車等運転者 明治 虎雄

(9) 八頭郡八東町大字日下部八〇九

自動車等運転者 木原 秋人

(10) 鳥取市東品治町五六の三

自動車等運転者 尾崎 正人

(11) 鳥取市賀露町一〇三八

自動車等運転者 石脇 義治

(12) 鳥取市吉方一区三〇三

自動車等運転者 梶川 喜雄

(13) 鳥取市越路四五六の一

自動車等運転者 植垣 時太郎

(14) 鳥取市浜坂八五〇県住十二号

自動車等運転者 森原 武司衛

(15) 鳥取市梶川町七九日冷内

自動車等運転者 田中 好行

(16) 鳥取市卯垣一八二の一

自動車等運転者 入江 浩章

鳥取県公安委員会告示第八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十年三月九日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十年三月十八日 午後一時十五分から
鳥取市吉方 鳥取警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

- (1) 八頭郡智頭町大字智頭一六九三
自動車等運転者 山田 文人
- (2) 八頭郡智頭町大字大呂三〇三
自動車等運転者 瀬戸川 和明
- (3) 八頭郡智頭町大字真鹿野四六
自動車等運転者 谷口 克己
- (4) 八頭郡河原町大字佐貫一五一七
自動車等運転者 東田 晃義

(5) 八頭郡郡家町大字篠波一六五

自動車等運転者 宮崎 紀一

(6) 八頭郡八東町大字島三四〇

自動車等運転者 多内 征男

(7) 八頭郡郡家町大字下峰寺二〇九

自動車等運転者 安田 孝雄

(8) 鳥取市西品治町四〇〇の三

自動車等運転者 沢正 義

(9) 岩美郡国府町大字岡益一七六

自動車等運転者 福田 長寿

(10) 鳥取市覚寺四〇六

自動車等運転者 平井 常雄

(11) 鳥取市朝月六九の一

自動車等運転者 米村 定義

(12) 気高郡青谷町大坪四三二の一

自動車等運転者 山根 昇

(13) 気高郡鹿野町大字寺内二一九

自動車等運転者 甲破 弥太郎

鳥取県教育委員会 田中 慎 啓
鳥取県教育委員会 田中 慎 啓
鳥取県教育委員会 田中 慎 啓

公 告

鳥取県育英奨学生を次の要領により実施する。

昭和40年5月9日

鳥取県教育委員会委員長 萩原 治 郎

昭和40年度鳥取県育英奨学生募集要領

1 制度の目的

県内に住所を有する者の子弟で、高等学校又は大学に在学し、学業成績優秀及び身心健全で、かつ、経済的理由により修学困難である者に対して、奨学資金を貸与し、もつて有用な人材を育成することを目的とする。

2 出願資格

○高校奨学生

(1) 県内に所在する高等学校の第2学年に在学し、将来大学に進学しようとする者であること。

(2) 学業成績が次の基準に合致し、性行が正しく、

かつ、身体が強健であること。
ア 中学校の第2学年及び第3学年の学習成績の平均値が、それぞれ4.2以上であること。
イ 高等学校の第1学年の学習成績が学年全生徒の10%以内であること。
(3) 同一世帯における年間所得額が次の所得基準額表基準以内で、経済的理由により修学が困難であると認められること。

所得基準額表

| 区 分 | 所得基準年額 |
|------|--------|
| 世帯人員 | 299千円 |
| 1人 | 367 |
| 2人 | 436 |
| 3人 | 505 |
| 4人 | 572 |
| 5人 | 639 |
| 6人 | 708 |
| 7人 | 765 |
| 8人 | 812 |
| 9人 | 871 |
| 10人 | 924 |
| 11人 | 981 |
| 12人 | |

年間所得額は、次によって算定された額の合計額から、特別控除額表の特別控除年額を差し引いた額とする。

ア 給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(遺族扶助料を含む。)の収入金額(源泉徴収票等の支払金額)から必要経費として所得税法(昭和22年法律第27号)に定める給与所得控除額を差し引いた額とする。

なお、給与所得者が2人以上いる場合は、この計算は、各個人別に行なう。

所得金額の簡易計算方法は、次のとおりである。

(ウ) 収入金額が42万円以下である場合

収入金額×0.8×16,000円=所得金額

(イ) 収入金額が42万円をこえ、82万円以下である場合

収入金額×0.9—58,000円=所得金額

(ウ) 収入金額が82万円をこえる場合
収入金額—140,000円=所得金額

イ 農業所得

農産物及び家畜等農産物以外の収入を含む総収入金額から必要経費として、肥料、種苗、畜種、家畜、家きんの飼料、動力機の燃料等(過去1年間の収入を得るために実際に消費したものに限る。)の購入費を差し引いたものを所得金額とする。この所得金額には、家計仕向分(自家消費)も販売価格で換算し含めるものとする。

ウ 商業、工業、林業、水産業等所得

年間売上高から必要経費として売上品原価と営業経費を差し引いた税込営業利益を所得金額とする。

なお、売上品原価には、当該年度内の仕入れであつても、年度末に在庫として残つているもの(たな卸資産)は、含まない。また、営業経費とは、雇入費、減価償却費、業務に係る公租公

課等収入金額を得るための必要経費をいう。

特 別 控 除 額 表

| 特 別 の 理 由 | 特 別 控 除 年 額 |
|-------------------------|---|
| 就学者のいる世帯であること。 | 小学生児童 1人につき 12,000円 中学校生徒 1人につき 17,000円 高等学校生徒 1人につき 34,000円 大 学 学 生 1人につき 41,000円 |
| 身体障害者、長期療養者等のいる世帯であること。 | 経済的に特別の支出をしている金額(医師等の支払金額証明書を添付すること。)。ただし、身体障害者については1人につき30,000円を限度とし、長期療養者については1人につき80,000円を限度とする。 |

- (4) 他から同種類の奨学金の貸与又は支給を受けていないこと。ただし、この奨学金を受けることになった場合、他の奨学金を辞退するときはさしつかえないこと。
- (5) 奨学金を受けるとなる日(昭和40年4月1日)の1年前から、引き続き県内に住所を有

する者の子弟であること。

○大学奨学生

- ア 大学第1年次に在学する学生であること。ただし、欠員がある場合は、大学2年次に学生も採用することができる。
- イ 学業成績が高等学校第1学年から第3学年までの学習成績の平均値が、それぞれ5以上であり、性行が正しく、かつ、身体が強健であること。
- ウ その他の事項は、高校奨学生の出願資格に準ずる。
- 3 採用人員 30人
- 4 奨学金の額
 - 高校奨学生 約 20人
 - 大学奨学生 約 20人
- 5 貸与の期間
 - 高校在学中 月額 2,500円
 - 大学在学中 月額 6,000円
- 奨学金の貸与の期間は、昭和40年4月から掲

げる終期までとする。

- ア 高校奨学生にあつては大学の修業年限の終期
- イ 大学奨学生にあつては、それぞれの大学の正規の修業年限の終期
- 6 奨学金の返還
 - 奨学金は無利子とし、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内に、年賦、半年賦又は1年以内の割賦で返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、返還免除、返還猶予等の方法が考慮される。
- 7 出願の手続き
 - ア 奨学生を志望する者は、次の書類を作成して在学高等学校長又は出身高等学校長に出願すること。
 - (ア) 鳥取県育英奨学生願書 1部
 - (イ) 家庭状況調査書 1部
 - (ウ) 在学証明書(大学に在学する者に限る。) 1部
 - エ アのウの願書に連署する連帯保証人は、2人とし、うち1人は本人が未成年者である場合はその保護者

(親権を行なう者又は後見人をいう。)、成年者である場合は父母兄弟又はこれに代わる者でなければならぬ。

- 8 出願及び選考の時期
 - ア 出願(推薦)期日
 - 昭和40年4月1日(木)から昭和40年4月17日(土)正午まで
 - イ 選考期日
 - 第1次選考(書類)昭和40年4月下旬
 - 第2次選考(面接)昭和40年4月下旬
- 9 その他
 - この制度についての問合せ及び連絡は、在学(出身)高等学校又は県教育委員会事務局指導課に行なうこと。